

環境影響評価方法書の審査書(案)

事業名		(仮称)八幡岳風力発電事業
事業者名		ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業実施区域		位置:青森県上北郡七戸町及び十和田市 面積:約 207.5ha(七戸町:約 138.3ha、十和田市:約 69.2ha)
事業 特 性	事業の内容	風力発電所設置事業(陸上) ・発電所の出力:最大 51,000kW ・風力発電機の基数:定格出力 2,000~3,400 kW 級風力発電機を最大 15 基設置 ・風力発電機の概要 ブレード枚数:3枚 ローター直径:約 82~約 104m ハブ高さ:約 78~85m 高さ:約 121~137m
	工事の内容	(1)工事概要 ・道路工事:輸送路拡幅工事、仮設道路・管理用道路工事 ・造成・基礎工事:風車発電機組立ヤード造成工事、基礎工事 ・据付工事:風力発電機の組立・据付工事 ・電気工事:自営送電線工事、内配電線工事、連係変電所工事 (2)工事期間及び工事工程 工事開始時期:平成30年5月(予定) 運転開始時期:平成32年7月(予定)
地 域 特 性	大気質	平成26年度における対象事業実施区域周囲における最寄りの一般環境大気測定局は十和田市に、自動車排出ガス測定局は青森市に設置されている。対象事業実施区域から最も近い三本木中学校局は12km 離れている。平成26年度の両測定局の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質とも、環境基準に適合している。大気汚染に係る公害苦情の受理件数は、平成26年度は、七戸町0件、青森市6件、十和田市11件、八戸環境管理事務所7件である。
	騒音・超低周波音	対象事業実施区域及びその周囲における一般環境騒音の状況について、青森県が公表する測定結果はない。青森県における道路交通騒音の状況として、平成26年度は8市36地点について、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)に基づき自動車騒音常時監視を行っている。十和田市における平成26年度の自動車騒音常時監視結果は、すべての地点で基準値以下となっている。騒音に係る公害苦情の受理件数は、平成26年度は、七戸町0件、青森市17件、十和田市3件、八戸環境管理事務所0件である。
	振動	対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、青森県が公表する測定結果はない。対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、青森県が公表する測定結果はない。振動に係る公害苦情の受理件数は、平成26年度は、七戸町0件、青森市1件、十和田市0件、八戸環境管理事務所0件である。

水質及び底質	<p>対象事業実施区域及びその周囲では1 地点で水質測定が実施されており、環境基準の類型はA 類型である。対象事業実施区域の周囲における公共用水域の水質測定結果(河川)は環境基準を超える測定項目はない。なお、作田川は水道水源として利用されている。対象事業実施区域及びその周囲では、概況調査及び継続監視調査は実施されていない。水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、平成26 年度は、七戸町0 件、青森市1 件、十和田市1 件、八戸環境管理事務所0 件である。</p>
地形・地質	<p>(1)地形の状況 対象事業実施区域及びその周囲には小起伏山地、中起伏山地、火口原、山頂・山麓傾斜面から構成されている。対象事業実施区域周囲に見られる重要な地形は「北八甲田」及び「田代平」がある。</p> <p>(2)地質の状況 対象事業実施区域の南側は溶結凝灰岩及び安山岩溶岩からなる。対象事業実施区域は安山岩溶岩が大部分を占めるが、一部には凝灰岩が分布している。対象事業実施区域及びその周囲には、重要な地質は存在していない。</p>
動物	<p><既存文献調査></p> <p>(1)動物相の概要 対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、哺乳類44 種、鳥類232 種、爬虫類9 種、両生類14 種、昆虫類3,288 種、魚類42 種及び昆虫類以外の無脊椎動物33 種の合計3,662 種が確認されている。</p> <p>(2)動物の重要な種 動物の重要な種、選定根拠に基づき、学術上または希少性の観点から選定した結果、哺乳類18 種、鳥類88 種、爬虫類2 種、両生類5 種、昆虫類119 種、魚類20 種及び昆虫類以外の無脊椎動物10 種の合計262 種が確認されている。</p> <p>(3)注目すべき生息地 「青森市内に所在する指定文化財」(青森県青森市HP)によると、「小湊のハクチョウおよびその渡来地」が国指定天然記念物に、「又八沼に生息するシナイモツゴ」が青森市指定天然記念物に指定されているが、対象事業実施区域及びその周囲には、特に注目すべき生息地は存在しない。</p> <p><現地調査> ※本件は、前倒し現況調査が行われており、その結果を方法書P46～P117を示している。(方法書届出までにとりまとめたものに限る)</p>

<p style="text-align: center;">植物</p>	<p><既存文献調査> (1)植物相の概要 対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要は、維管束植物(シダ植物及び種子植物)が889種確認されている。 (2)植生の概要 植生の分布状況としては、第2-5回植生調査重ね合わせ植生(1/50,000植生図)では主にブナクラス域自然植生であるチシマザサーブナ群団が広がり、次いでブナクラス代償植生であるブナーミズナラ群落、植林地植生であるスギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林、耕作地植生である牧草地が分布し、河川周辺には、ブナクラス域自然植生であるジュウモンジシダーサワグルミ群集が分布している。 なお、対象事業実施区域は、ブナクラス域自然植生であるチシマザサーブナ群団、ブナクラス域代償植生であるブナーミズナラ群落、耕作地植生である牧草地が分布している。また、対象事業実施区域及びその周囲の一部「田代平」が未整備である第6-7回植生調査(1/25,000植生図)では、主にブナクラス域代償植生であるブナーミズナラ群落、植林地・耕作地植生である牧草地が広がっている。 (3)植物の重要な種及び重要な群落 植物の重要な種は、選定基準に基づき、学術上または希少性の観点から選定した結果は、36科66種が確認されている。 重要な植物群落については、対象事業実施区域が位置する七戸町、十和田市及び隣接する青森市において、「第5回自然環境保全基礎調査ー特定植物群落調査ー」(環境庁、平成12年)による特定植物群落、「植物群落レッドデータブック」(NACS-J,WWF Japan、平成8年)に記載されている指定群落が分布している。対象事業実施区域の周囲では、「八幡岳のユキワリコザクラ」、「八幡岳のミヤマハンノキ林」、「八幡岳のミヤマナラ林」が特定植物群落に指定されている。 (4)巨樹・巨木林・天然記念物 対象事業実施区域及びその周囲に、幹周300cm以上の巨樹・巨木林は存在しない。 また、対象事業実施区域が位置する七戸町、十和田市及び隣接する青森市には、樹木や樹林に関する天然記念物が14件指定されているが対象事業実施区域及びその周囲には存在しない。</p> <p><現地調査> ※本件は、前倒し現況調査が行われており、その結果を方法書P129~P138を示している。(方法書届出までにとりまとめたものに限る)</p>
<p style="text-align: center;">生態系</p>	<p>(1)環境類型区分 対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から、樹林、乾性草地、河辺等、市街地等、河川等の5つの環境類型に区分される。 主に山地に樹林が広がり、緩勾配の台地では乾性草地が分布している。道路周辺には僅かに市街地等が分布している。 なお、対象事業実施区域の環境類型は樹林及び乾性草地が分布している。 (2)重要な自然環境のまとまりの場 対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場として、保安林、鳥獣保護区、国立公園等が存在する。</p>
<p style="text-align: center;">景観</p>	<p>(1)主要な眺望点の分布及び概要 対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、「田茂菴岳」や「東八甲田家族旅行村」等がある。 (2)景観資源 対象事業実施区域及びその周囲には、「南八甲田火山群」や「田代平」等がある。</p>
<p style="text-align: center;">人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場の状況は「東八甲田家族旅行村」、「田代平湿原」等がある。</p>

	<p>その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲において環境保全上配慮すべき施設は存在していない。参考に、配慮が特に必要な施設と対象事業実施区域までの最寄りの施設は七戸町立七戸中学校の11kmとなっている。また、住宅等は対象事業実施区域の周囲に分布しており、最寄の住宅までの距離は約3kmである。 対象事業実施区域の周囲における、既設及び計画中の風力発電事業はない。</p>
環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法	方法書第6章(P297～373)参照	
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見	住民意見の概要及び事業者見解：平成28年度第21回風力部会資料2-3参照 関係都道府県知事意見：：平成28年度第21回風力部会資料2-4参照	
審査結果	環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、必要に応じ、勧告を行う。	
備考	本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。	